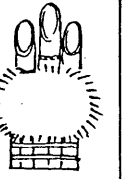


年末・年始  
休みのお知らせ



勝手ながら  
12月29日(木)～1月4日(水)まで  
休ませていただきます。



## 気力・活力・体力を貯え 強いリーダー・経営者になりましょう

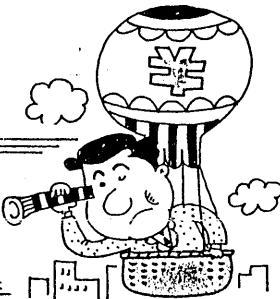
所長 長沼 隆夫

G.N.Pは、4～5%の伸びで、大手企業は、各社とも増益で、日本経済は、好況ですが、私共企業を取りまく経営環境は、相変わらず厳しいようです。

企業の活性化・サバイバルはリーダー・経営者が活力・気力・精力の塊りにならなければなりません。力がないときは「力」がつくまで切磋琢磨し、「力」をつけてゆく必要があります。「ない袖は振れない」といいますが、会社の業績が良く、資金繰りが充分になってこそ、社員への十分な待遇と、気持ちよく働いてもらえる職場づくりが可能となるのです。

1989年は、消費税の年になりそうです。消費税の「しくみ」を充分研究され、損のないように対応して下さい。私共でも皆さんのご期待に、そよう対処しますので、ご期待下さい。

本当に今年は、ありがとうございました。



## 消費税 三二知識

1. 消費税は、特定の物でなく、食品や衣料品の物の販売やクリーニング・塾等のサービス提供など「お産から墓石」までほとんどすべてのものにかかります。
2. 消費税が、かからないものは、土地の譲渡や地代・利子・保険料・郵便切手・印紙・社会保険診療・学校の授業料と受験料などです。
3. 消費税は、納めるのは事業者ですが、最後には消費者が購入代金の中に原則3%相当の税金を負担することになります。
4. 事業者は、消費税額計算の基として、帳簿上の記録・納品書・請求書・レジの記録紙等の記録・保存が必要です。
5. 事業者の消費税の確定申告納付は、課税期間終了後2ヶ月以内(個人事業者なら2月末、3月決算法人なら5月末までに)となります。

※まだ、国会審議中ですが、備えあれば憂いなし、気軽に御相談を.....

## 年末です 確定申告の準備をお忘れなく



所得は、1月1日から12月31日までの計算となりますので、下記の事項は、年末にチェックしておいて下さい。

1. たなおろしの実施(商品・材料等)
2. 売掛と買掛残調べ(年内に集金・支払が滞っていない売上と仕入)
3. 生命保険・損害保険等の控除証明書の保管

あなたの税金はこのように変わります。

## 年末調整 主な改正点

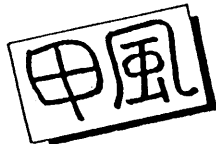
1. 所得税の税率が引き下げられました。
2. 配偶者特別控除額の最高限度額が、165,000円に引き上げられました。(受けようとする所得者の合計所得金額が800万円以下の人)
3. 配偶者に関する控除額については、昨年適用された5万円の加算がなくなり、下記の金額に戻りました。
 

一般の控除対象配偶者	33万円
同居特別障害者である控除対象配偶者	47万円
老人控除対象配偶者	39万円
4. 所得者本人が、老年者(年齢65才以上の人で合計所得金額1000万円以下の人)の控除額が25万円から50万円に引き上げられました。
5. 内職者とパートで働く人のアンバランスを是正する為に、家内労働者についての特例が設けられました。

事業所得又は雑所得の金額は、収入金額から必要経費を控除して計算しますが、特例では経費について57万円の最低保障を認めることになりました。

例えば、収入金額が、内職のみの場合、年収が90万円以下であれば90万円-57万円が合計所得金額が、33万円以下となりますので、配偶者控除や扶養控除の適用が受けられることとなります。

(ご不明な点は、お気軽にお問い合わせ下さい。)



昇龍の年もいよいよ終りに近づいて参りました。皆様には、どのような一年でしたでしょうか。さて、仕事も追い込みに入り、

お歳暮・忘年会・迎春の準備と忙しい毎日が続きます。

寒さも一層きびしくなって参ります。風邪等ひかぬように暖かくして、睡眠を充分にとり、健康管理に気をつけましょう。1989年、巳年に向かって大きく飛躍致しましょう。

## 編集後記

来年の2月になりますと、当所も来春卒業予定の新入社員2名がやってまいります。これで当所も総勢20名、平均年齢30.8才。増々パワーアップされます。乞うご期待! 今回の担当は、森、江口、今井、山本でお送りしました。